

一般社団法人 八幡平市体育協会大会運営力向上事業実施要項

-審判資格取得事業-

1 趣旨

一般社団法人八幡平市体育協会(以下、「体育協会」という)の加盟団体の会員が公認審員(役員)の資格取得に要する費用を助成することにより、各競技団体公認審判員(役員)の育成と資質向上を図り、大会運営力向上事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。

2 主催

一般社団法人八幡平市体育協会

3 共催

八幡平市

4 主管

体育協会加盟団体

5 対象期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

6 補助対象

体育協会加盟団体の会員で八幡平市に在住または勤務し、本市のスポーツ振興に協力可能な者。ただし、職業スポーツ指導者は除く。

7 事業内容

- (1) 公認審判(役員)資格取得事業。
各加盟団体が所属する上部団体が認めた審判資格
- (2) その他体育協会会長が認めた資格。

8 補助経費及び経費の対象

- (1) 資格取得に係わるテキスト代、受講料(取得試験料を含む)、旅費等とし旅費の算出方法については、体育協会派遣費支給規程を準用する。
- (2) その事業に対し直接本人に要する経費とする。
- (3) 審判資格を取得したもの。
- (4) その他体育協会会長が認めるもの。

9 前項の規定にかかわらず次の各号については経費の対象としない。

- (1) 日当
- (2) 飲食費
- (3) 備品購入費(資格取得後に残存価格が生じ、本人に物品が残るもの)
- (4) 他の団体から補助又は経費が支出されている事業
- (5) 資格の更新による費用
- (6) その他体育協会会長が適当でないと認める経費

10 補助金の額

- (1) 補助対象経費の額は、1 団体 1 種目 5 万円以内を年間の限度とする。(新規登録料含む)
- (2) 審判資格取得に係る助成費の割合は、算定した額の 2 分の 1 として、100 円未満は切り捨てる。
- (3) 審判資格取得にあたり、試験、実技審査をせずに取得できる審判資格については、算定した額の 3 分の 1 として、100 円未満は切り捨てる。

11 補助金の申請

この補助金を申請しようとする者は、審判資格取得事業補助金申請書、収支予算書、受講者名簿を事前に体育協会へ提出しなければならない。

12 補助金の決定

補助金申請書の提出があったときは、その内容を精査し適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し通知するものとする。

また、交付すべき補助金が申請金額を下回る場合は、決定額で交付するものとする。

13 事業報告

事業が完了したならば、速やかに事業実績報告書、収支決算書、補助金請求書を体育協会へ提出しなければならない。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。